

令和3年4月1日

一般事業主行動計画

双葉鉄道工業株式会社

近年当社では、女性社員の管理職登用、女性の育児休職制度の100%取得達成など、女性がより一層職場で活躍できるように努めて参りました。

今後は仕事と育児を両立しながら働き続けることができるよう、下記の通り行動計画を策定しましたのでお知らせします。

また併せて、次世代法に基づく行動計画についても、下記の通り策定しましたのでお知らせします。

記

○女性活躍推進法に基づく行動計画

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 目標・取組内容

- ・男性社員の育児参加の促進のため、年2回以上、育児休職制度の説明会を実施し、制度の理解に努める。
- ・社内教育として引き続き、ハラスメント関連の研修を年1回、実施する。
また、若手社員向けに仕事や家庭を両立させるため、経験者などの意見などを取り入れ、育児休業制度等などの説明会を適宜実施し、理解を深めてもらう。

3. 実施時期

令和3年4月～

○次世代法に基づく行動計画

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 目標・取組内容

- ・育児休業制度や介護休業制度の諸制度の周知を行い、男性の育児休職取得促進（出生時の育児休業等の取得等）の周知を図る。

3. 実施時期

令和3年4月～

以上